

東村山市指定第 1 号訪問・通所サービス事業所 御中

東村山市健康福祉部  
介護保険課長 江川 裕美

## 令和 3 年 4 月サービス提供分からの総合事業 (訪問型サービス・通所型サービス) の単位数表マスタについて

平素より、本市介護保険事業にご理解・ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

今般、令和 3 年 4 月サービス提供分からの総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）の「単位数表マスタ (CSV ファイル)」を作成し、本市ウェブサイトに掲載いたしましたので、下記のとおりご案内いたします。また、既に掲載しておりました「サービスコード表 (PDF ファイル)」につきましても、サービス項目コードを未定としておりましたが、項目コードを記載した完成版を掲載いたしましたので、合わせてご案内いたします。

ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 単位数表マスタ、サービスコード表の掲載場所

本市ウェブサイトの次のページに掲載しています。

≪トップページ ➡ 健康・福祉・医療 ➡ 高齢のかた ➡ 介護保険 ➡ 介護保険事業者向け情報 ➡ 総合事業のサービスコード表≫

[https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kenko/korei/kaigohoken/kaigonitizyouzigyoku/sougou\\_servicecode.html](https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kenko/korei/kaigohoken/kaigonitizyouzigyoku/sougou_servicecode.html)

※ 単位数表マスタについては、国から示されている資料（市町村版 介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタインタフェース）を基に、情報が必須の項目のみ入力し、提供しております。各事業所で使用されている請求ソフトへの取り込み対応につきましては、各ソフト会社にお尋ねください。なお、各ソフトの独自の仕様に対応するための CSV ファイルの作成や提供は致しかねますので、ご了承ください。

#### 2. 事業費請求上の要留意点

##### ① 地域区分（級地）の変更による地域単価の変更

東村山市の地域区分（級地）が変更されたことにより、令和 3 年 4 月サービス提供分から地域単価が変更となっておりますので、ご注意ください。

- 変更内容

令和3年3月サービス提供分まで：4級地（上乗せ割合12%）

令和3年4月サービス提供分から：3級地（同 15%）

→ 地域単価が訪問型サービスは11.05円、通所型サービスは10.68円になります。

- 変更の適用範囲

訪問型サービス・通所型サービスにおいては、「東村山市に住民登録のある被保険者」に適用されます。ただし、住所地特例適用者については、施設所在地の自治体が地域支援事業を提供するため、施設所在地の自治体の単位および単価が適用されます。

② 令和3年9月30日までの上乗せ分【介護（予防）サービスも提供されている事業所向け】

介護予防・日常生活支援総合事業費の請求にあたっては、本上乗せ分の請求をせずとも国保連審査で返戻とはなりません。が、**介護（予防）給付費（※）の請求にあたっては、本上乗せ分の請求が必須であり、請求しない場合は国保連の審査において返戻となりますので、ご注意ください。**

（※）（介護予防）福祉用具貸与は上乗せ対象外。

以上

**【問い合わせ先】**

〒189-8501 東京都東村山市本町 1-2-3

東村山市役所 介護保険課 給付指導係

電話 042-393-5111（内線：3143～5）

E-mail kaigohoken@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp